

報告事項が2件ございます。

第1件目の4月25日及び5月25日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、4月25日に開催された平成30年度第1回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が1件ありましたので、報告いたします。

オリンピック・パラリンピック準備局から、次の2点について説明がありました。

ニーゼロニーゼロ

1点目は、東京2020大会時の都市運営の取組について、基本的な考え方を示す「東京2020大会における都市運営に係る基本方針」を平成30年3月に策定したとのことでした。

東京都では、この方針に基づき、「都市オペレーションセンター（仮称）」の設置など、大会運営に係る総合的な連絡調整や競技会場周辺での具体的な対応を検討していくとのことでした。

また、2点目として東京2020大会のボランティア募集要項（案）の概要について説明があり、大会ボランティアは8万人、都市ボランティアは3万人を今年9月中旬から12月上旬まで募集する予定とのことでした。

次に、議案審議事項として、3件の審議が行われました。

議案第1号の「多摩地域市町村観光地域づくり主管課長会の東京都市長会附属協議会への加入」については、多摩地域市町村観光地域づくり主管課長会から依頼のあった市

長会附属協議会への加入について審議され、承認されました。

議案第2号の「各種審議会委員等の推せん」については、全国市長会委員、同会関東支部委員、東京都市区長会役員、任期満了に伴う委員のほか、その他の委員の推薦について承認されました。

なお、私は、引続き東京都景観審議会委員に推薦されることになりました。

議案第3号の「全国市長会要望事項（平成31年度要望）の提出」については、東京都市区長会として提出する136件の要望事項について説明があり、その後審議・決定されました。

そのほか、報告事項等として、「東京自治会館施設維持保全計画（案）」、「全国市長会会長の立候補者」、「会長専決処分」、「各種団体からの要請」、「平成30年度市町村共同事業助成金審査会の審査報告等」、「平成29年度市町村共同事業の実績報告」、「平成29年度調査研究報告書」について報告され、了承されました。

続きまして、5月25日に開催された平成30年度第2回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が4件あり、主なものとして、都知事から説明のあった2件について報告いたします。

1件目は、『「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」骨子案』についてです。

この条例は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に

防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、「働く人や子ども」を受動喫煙から守ることを主眼にしたもので、6月から始まる都議会に提案する予定とのことでした。

なお、知事からの説明後に意見交換が行われ、私からは都による条例の周知徹底とともに、本市のように今後独自の条例を検討する自治体に対する財政的・技術的な支援を求めました。

2件目は、「平成31年度税制改正に向けて」について説明がありました。

東京都では、これまで国の不合理な税制の見直しにより、6兆円もの財源が奪われ、都内自治体においても消費税の清算基準の見直しやふるさと納税などにより大きな影響を受けています。

そのような中、国は平成31年度税制改正に向けて、地方法人課税の「新たな偏在是正措置」を行う考えのもと検討会を立ち上げるなどの動きを見せていることから、今後、都としても新たな検討会を立ち上げるとともに、オール東京で東京の主張を発信していきたいとのことでした。

なお、都が立ち上げる検討会については、市長会会長が参加することが確認されました。

次に、議案審議事項として、5件の審議が行われました。

議案第1号の「平成29年度東京都市長会事業報告」及び議案第2号の「平成29年度東京都市長会一般会計歳入歳出決算」については、主な会議開催、関係機関への要望関係、政策提言等の事業並びに決算状況について報告があり、いずれも承認されました。

議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

シーブイ

議案第4号の「C V - 22オスプレイの横田飛行場配備に関する要請」については、4月に、米国政府が過去に公表したスケジュールを変更し、今年の夏頃に5機、その後

シーブイ

数年間で段階的に計10機のC V - 22オスプレイと約450人の人員を横田飛行場に配備する予定であるとの国の発表があったことを踏まえ、東京多摩26市の総意として、国に十分な説明責任を果たすこと及び安全対策の徹底と環境への配慮等を米国へ働きかけることを要請することについて審議されました。

本件については承認され、5月29日付けで防衛大臣及び北関東防衛局長に対して要請書が提出されています。

議案第5号の「多摩・島しょ広域連携活動助成事業の検証」については、一般連携活動及び子ども体験塾からなる助成事業に関する現状や課題を踏まえた検証の結果について報告され、承認されました。

そのほか、報告事項等として、「会長専決処分」、「都市税財源に関する近年の制度改正による26市への影響」について報告され、了承されました。

以上が、市長会関係の報告です。

第2件目として、「重度心身障がい者通所訓練事業に係る損害賠償請求訴訟の判決」について、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、本市が多摩市社会福祉協議会に運営を委託していた重度心身障がい者通所訓練事業に関して、当該事業の利用者であった者が、本市及び多摩市社会福祉協議会に対して、当該事業により原告に提供された食事の方法等が、

虐待行為に該当し、それによって負った精神的苦痛等の損害賠償を求めて提起した訴訟について、第1審及び第2審において相手方の請求が棄却されましたが、相手方がこの判決を不服として上告したことは、これまでにご報告したとおりです。

この上告について、平成30年5月15日に最高裁判所が上告を棄却する決定をした旨の調書が市に送達されました。これにより、この事件についての市の勝訴が確定したのでご報告するものです。

以上、2件をご報告申し上げ、市長行政報告といたします。

(平成30年第2回多摩市議会定例会)